

弁護士法人福間法律事務所

代表弁護士福間則博、弁護士尾崎悠吾、弁護士松村隆志

〒665-0845 兵庫県宝塚市栄町2丁目2番1号ソリオ3(5階)

TEL: 0797-87-5606 FAX: 0797-87-7160

HP: <https://www.fukuma-law.com/>

Mail: office@fukuma-law.com

執筆: 弁護士松村隆志



Legal F : Forces for Friends, Families and Fortunes (友人、家族、財産を守る力)

死後事務委任契約について

1 死後事務委任契約とは、委任者が、その生前に、受任者に対し、自己の死後の事務を委託する契約です。少子高齢化、核家族化、価値観の多様化等によって、頼るべき家族がない、あるいは、家族がいても諸事情で頼ることができない場合や、死後に自己の遺志を反映させたいと考える場合に必要とされます。

2 死後事務委任契約は委任契約であり、委任者の死亡は委任の終了事由とされています(民法653条1号)。しかし、反対の特約をすることは許されると考えられており、判例も、死後事務を含む法律行為等の委任契約は、「当然に、委任者の死亡によっても右契約を終了させない旨の合意を包含する趣旨のものというべく、民法653条の法意がかかる合意の効力を否定するものでない」としています(最判平成4年9月22日)。

また、このような特約が付された死後事務委任契約でも、委任者が亡くなると委任者の地位はその相続人に引き継がれ、委任はいつでも解除できることになる(民法651条1項)、委任事務の確実な履行のためには、特約により相続人からの解除を制限しておくことが考えられます。

特約がない場合に相続人が解除できるかについては争いがありますが、この点が問題になった裁判例では、黙示の解除制限特約が認定されたものがあります(東京高判平成11年12月21日)。

3 死後事務委任契約の委任事務は、一般的に、葬儀・埋葬に関する事務、行政機関への届出等の手続、生活に関する手続(生前の生活環境の解消、契約の終了など)等がありますが、委任者の希望に即して柔軟に定めることができます。

ただ、死後事務委任契約は、成年後見制度、財産管理契約、遺言といった他の制度と隣接する場面を定めており、他の制度、とりわけ遺言と抵触する内容とな

らないように留意する必要があります。

4 成年後見制度との関係

成年後見人は、次の①②③の要件を満たす場合、財産の保存、債務の弁済、火葬・埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為を行う権限が与えられています(民法873条の2)。

これらの死後事務を行う要件は、①死後事務を行う必要があります、②相続人の意思に反することが明らかではなく、③相続人が財産を管理することができるに至るまでであることです。さらに、④火葬・埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為を行うには家庭裁判所の許可を得る必要があります。

5 任意後見契約・財産管理契約との関係

任意後見契約・財産管理契約は委任契約であり、本人の死亡により終了するため(民法653条1号)、任意後見人や財産管理契約の受任者が死後事務を行うことは困難です。それらの者に死後事務を委ねるためには、死後事務委任契約を締結しておく必要があります。

6 遺言との関係

遺言事項については、法律に定める方式に従わなければならないことから(民法960条)、遺言事項については遺言をすることを要し、死後事務委任の対象とすることはできません。

遺言事項として法的な拘束力が発生する事項としては、①推定相続人の廃除、相続分の指定等の相続に関する事項、②遺贈等の相続以外による遺産の処分に関する事項、③認知等の身分関係に関する事項、④遺言執行に関する事項、⑤その他の事項(祭祀承継者の指定、遺言の撤回、保険金受取人の変更)があります。

遺言事項以外については、遺言書に記載したとしても法的な効力が生ずることはなく、それらの事項について自己の遺志を反映させたい場合には、死後事務委任契約を締結しておく必要があります。